**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

群馬県前橋市三俣町二丁目三〇番地一五

財団法人三俣会館

清算人　八木　健二

**解散公告（第二回）**

当学校法人は、平成二十三年三月三十一日目的たる事業の成功の不能により解散したので、当学校法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

千葉県船橋市習志野台三丁目八番一号

学校法人セシリア学園

清算人　池野　恭子

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年二月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

東京都新宿区市谷田町一丁目一〇番地保健会館新館六階

社団法人全国保健センター連合会

代表清算人　伊藤　雅治

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

神奈川県横浜市中区山下町七四番地一大和地所ビル　財団法人国際教育交流馬場財団

代表清算人　藤村　隆男

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年一月二十日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十三年三月二十九日神奈川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

神奈川県茅ヶ崎市南湖一丁目六番一一号

学校法人住野学園

清算人　小川　憲司

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十三年三月三十一日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

新潟県新潟市東区有楽一丁目三番一号

牛海道土地区画整理組合

代表清算人　佐藤　富雄

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十三年三月二十五日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

愛知県瀬戸市品野町六丁目一二〇〇番地

瀬戸品野西土地区画整理組合

清算人代表　森久　一兵

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の理事会並びに評議員会の決議及び平成二十三年三月二十二日文部科学大臣の承認により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

三重県津市一身田町二八一九

財団法人真宗高田派十万人講財団

代表清算人　日野　昭

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十三年三月十一日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

兵庫県相生市旭一丁目一番三号

相生駅前地区Ａブロック市街地再開発組合

清算人　北條　好子

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十三年四月一日山口県知事の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

山口県美祢市伊佐町伊佐五六七〇番地

美祢下村土地区画整理組合

代表清算人　國弘　進

**解散公告（第二回）**

当法人は、寄附行為をもって定めた解散事由の発生により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

長崎市出島町一二番二三号

医療法人弘仁会

清算人　栗原　剛

**解散公告（第三回）**

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第一号の規定により平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

秋田県大仙市大曲花園町一番一号

財団法人大仙市開発公社

代表清算人　久米　正雄

**解散公告（第三回）**

当法人は、寄附行為第三十八条の規定による存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

東京都千代田区内神田一丁目三番三号

財団法人国有財産管理調査センター

代表清算人　比護　正史

**解散公告（第三回）**

当法人は、社員の欠亡により平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

神奈川県川崎市麻生区上麻生五丁目二三番六号

医療法人燎仁会

清算人　鈴木　佳子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年三月三十一日付けで国土交通省近畿地方整備局長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

福井市松本三丁目十六番一〇号

福井県住宅供給公社

清算人　伊藤　敏幸

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年三月三十一日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十一日

福井市松本三丁目一六番一〇号福井県福井合同庁舎内

福井県土地開発公社

清算人　伊藤　敏幸